

## 市町村合併特例事業（合併後の市町村事業（旧法））について

(1) 対象地域 合併市町村（平成17年3月31日までに合併申請を行い、平成18年3月31日までに合併した市町村）

(2) 対象事業

- ・ 合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業のうち、合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費について、合併特例債を起すことができる。
- ・ また、合併特例債は、対象事業に該当すれば、地方単独事業のみならず、国庫補助事業の地方負担分、いわゆる補助裏についても充当することができる。

### 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業

- ・ 旧市町村の交流や連携が円滑に進むような施設の整備  
（例：旧市町村相互間の道路、橋りょう、トンネル等の整備）
- ・ 合併後の市町村の住民相互が一体感を持つために行われる施設の整備  
（例：住民が集う運動公園等の整備）

### 合併市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業

- ・ 合併後の市町村内の行政サービスの水準の均衡を図るための施設の整備  
（例：高齢者福祉施設が整備されていない地区への施設の整備）
- ・ 同一内容の施設の重複を避けて行う施設の整備  
（例：ある地域には文化施設があるため、他の地域に体育施設を建設するなどして、合併後の市町村全体としてのバランスのとれた発展を図る。）

### 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

- ・ 類似の目的を有する公共的施設を統合する事業

## 基金の積立て

合併によってそれぞれの地域の活力が失われないよう、地域住民の連帯の強化又は旧市町村の区域における地域振興等のためのソフト事業を行うため、基金を積み立て、その運用益を財源に充てるもの。

### 新市町村の一体感の醸成に資するもの

（例：イベントの開催、新市町村のCI、新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体への助成等）

旧市町村単位の地域の振興（旧市町村において過去に合併が行われたことがある場合には、当該過去の合併の際の旧市町村を単位とする地域の振興を含む。）

（例：地域の行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施・民間団体への助成、コミュニティ活動・自治会活動への助成、商店街活性化対策等）

一定の範囲内で基金の取崩しが可能（平成 18 年 12 月 25 日付事務連絡）  
 前年度末までに基金造成のために起こした合併特例債の償還が終わった範囲内  
 取り崩した資金の用途は、旧法第 11 条の 2 及びこれに基づく基金設置条例に定められて  
 おり、かつ、市町村建設計画に位置付けられた事業の財源とする場合に限定

(3) 対象事業・財政措置等

対 象 事 業		対 象 経 費	起債 充当率	交付税 算入率	
市町村 建設計 画に基 づく	公共的施設の整備等		公共的施設の整備等に要する経費	95%	70%
	公営企業関係  一般会計からの 出資及び補助に 限る	上水道	合併に伴う増嵩経費（浄水場の統合拡張等） に係る地方負担額又は対象事業費の50%以内	100%	70%
		下水道	合併に伴う増嵩経費（処理場の統合拡張等） に係る下水道事業債充当額の50%以内		
		病 院	合併に伴う増嵩経費（複数病院の再編等の経 費の1/2の範囲内）に係る地方負担額又は対 象事業費の50%以内		
旧市町村単位の地域振興・住民の 一体感醸成のために行う基金造成		基金造成に要する経費	95%	70%	

普通交付税基準財政需要額（公債費）に元利償還金の70%を実額算入。

(4) 実施期間 合併年度及びこれに続く10ヵ年度

(5) 対象上限額

- ・ 公共的施設の整備等及び公営企業関係の事業費の合計が一定の算式〔合併後人口、増加人口及び合併関係市町村数の多寡を反映〕による標準全体事業費の範囲内
- ・ 基金造成については、別の一定の算式〔合併関係市町村数、増加人口及び合併後人口の多寡を反映〕による標準基金規模の範囲内（ただし、上限額40億円）

(6) 合併特例債創設の経緯

平成11年度の合併特例法改正(平成11年7月16日)で、市町村の合併のための特例債（「合併特例債」）の制度が創設された。

- ・ 合併市町村では、市町村建設計画に基づき、合併に伴い臨時的に通常事業量を上回って相当量の事業実施が必要となるなどにより、合併後のまちづくりを円滑に推進する上で一層の財政措置の拡充が求められること。
- ・ 合併を推進する上で、ハード事業のみならず、旧市町村の区域の地域振興や地域住民の連帯の強化のためのソフト事業の実施も必要であり、特にこうしたソフト事業を計画的かつ安定的に実施するためには基金を積み立てて対応することが効果的であると考えられることから基金の積立てにも地方債をもって財源とすることができるように適債性を広げることが適切であること。

## < 参 考 >

### 市町村合併推進事業（合併前・後の市町村事業（新法分））の概要

平成17年4月1日施行された「市町村の合併の特例等に関する法律」（合併新法）では、合併特例債は定められていないが、

（地方債についての配慮）

第十八条 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が合併市町村基本計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

とされ、国支援プランにより、都道府県の構想に位置付けられた構想対象市町村が合併前に連絡調整して一体的に行う事業及び合併市町村が合併市町村基本計画に基づき行う事業に対して**合併推進債を充当（90％）**、元利償還金の40％（ただし、市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業については50％）を普通交付税措置。

〔対象事業〕

- ・ 構想対象市町村相互間の道路・橋りょう・トンネル（街路、農道、林道等を含む）の整備事業
- ・ 電算システムの統合整備、地域イントラネット整備事業
- ・ 本庁舎等、消防庁舎及び消防防災施設の整備事業
- ・ 火葬場、斎場の整備事業
- ・ 保育所、子育て支援施設等の整備事業
- ・ 既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備
- ・ その他特に必要と認められる事業

(参考)

## 市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)

[最終改正]平成一六年 五月二六日号外法律第五八号

(地方債の特例等)

第十一条の二 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業又は基金の積立てのうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費(次項において「特定経費」という。)については、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く十年度に限り、地方財政法(昭和三十二年法律第九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業

二 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

三 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であつた区域における地域振興等のために地方自治法第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立て

2 特定経費の財源に充てるために起こした地方債(当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。)で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該合併市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

3 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が市町村建設計画を達成するために行う事業又は基金の積立てに要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

附 則

(失効)

第二条 この法律(附則第四条第一項及び第二項、附則第五条第三項、附則第六条、附則第十二条並びに附則第十四条の規定を除く。次項において同じ。)は、平成十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに行われた地方自治法第七条第一項又は第三項の規定による申請(以下「合併申請」という。)に係る市町村の合併については、この法律(第五条の五から第五条の三十九まで並びに次条及び附則第二条の三の規定を除く。)は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われなるときは、同日後は、この限りでない。

< 参考 >

第25次地方制度調査会の答申(平成10年4月24日)

「新市町村の振興のための計画に基づく事業その他旧市町村の振興に係る財政措置の拡充」、「行政の一体性のために必要となる経費や住民の一体感の醸成等に要する経費に対する財政措置」を具体的に検討すべき。

・ 地方分権推進計画(平成10年5月29日)

「……市町村建設計画に基づく事業その他旧市町村の振興、合併市町村の行政の一体化及び住民の一体感の醸成……に要する経費に対する財政措置を講じる」